

山梨県公報

第二千五百八十六号

平成二十八年

三月七日

月 曜 日

目 次

告 示

○保安林の指定の予定(二件).....	一一五
○計量法に基づく指定定期検査機関の指定の更新(二件).....	一一六
○道路の区域変更(二件).....	一一六
○道路の供用開始(二件).....	一一七
○河川区域の指定の一部改正.....	一一七
○廃川敷地等.....	一一七
○建築基準法に基づく構造計算適合性判定の委任.....	一一七
○建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定の廃止.....	一一八

公 告

○特定計量器の定期検査の実施.....	一一八
○大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出.....	一一三〇
○大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出.....	一一三〇
○大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出.....	一一三一
○換地処分届出.....	一一三一
その他.....	一一三一
○山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則.....	一一三二

告 示

山梨県告示第七十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

山梨県公報 第二千五百八十六号 平成二十八年三月七日

山梨市牧丘町牧平字神小屋敷三二一六(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係種類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 保安林の所在場所

甲州市勝沼町深沢字深澤山三七六九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係種類を山梨県庁及び甲州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山梨県告示第七十三号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二十八条の二第一項の規定により、指定定期検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定定期検査機関の名称
一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所
笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分
質量計
- 四 定期検査を行う地域
山梨県全域（甲府市を除く。）
- 五 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県告示第七十四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第二百一十一条第二項において準用する同法第二十八条の二第一項の規定により、指定計量証明検査機関の指定を次のとおり更新した。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 指定計量証明検査機関の名称
一般社団法人山梨県計量協会
- 二 住所
笛吹市石和町広瀬七百八十五番地
- 三 指定の区分
質量計
- 四 計量証明検査を行う地域
山梨県全域
- 五 指定の期間
平成二十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

山梨県告示第七十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道

路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 山北山中湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡山中湖村平野字宮脇一九七八番一 地先から 南都留郡山中湖村平野字古屋二〇三〇番一 地先まで	七・九 二六・九	七・九 九・四	敷地の幅員 (メートル)	一一九・四

山梨県告示第七十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 鳴沢富士河口湖線
- 三 道路の区域

区 間	旧新の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	旧	新		
南都留郡富士河口湖町小立字大堀三二六一 番一地先から	一六・〇 九一・五	一六・〇 九一・五	敷地の幅員 (メートル)	一、〇二九・五

南都留郡富士河口湖町船津字西蛇石一七九
一番八地先まで

新

一六・〇、
五〇・三

一、〇二九・
五

山梨県告示第七十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び新環状・西関東道路建設事務所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事

後 藤

齋

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
一般国道	一四〇号	山梨市北字廻り田一〇六七番一 地先から 山梨市北字南片瀬三三二番四 地先まで	四九〇・七	平成二十八年三月七日

山梨県告示第七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から平成二十八年三月二十八日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事

後 藤

齋

道路の種類	路線名	区	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	鳴沢富士河口湖線	南都留郡富士河口湖町小立字大堀三二六一番三地先から	一、〇五一・九	平成二十八年三月九日

南都留郡富士河口湖町船津字西
蛇石一七九一番八地先まで

山梨県告示第七十九号

一級河川蟹沢川に係る河川区域の指定（平成十二年山梨県告示第五百三十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事

後 藤

齋

第三号図から第四号図までに係る区域を次のように変更する。
（「次のよう」は、省略し、その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第八十号

次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、告示する。その関係図面を山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事

後 藤

齋

- 一 河川の名称 富士川水系 蟹沢川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日 平成二十八年三月七日
- 三 廃川敷地等の位置 笛吹市境川町寺尾字大石田一〇二六番二地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量 一千五百八十六・三四平方メートル

山梨県告示第八十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第十八条の二第一項の規定により、指定構造計算適合性判定機関に構造計算適合性判定を行わせることとしたので、同法第七十七条の三十五の八第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事

後 藤

齋

- 一 指定構造計算適合性判定機関の名称及び住所
（一）名称 ハウスプラス確認検査株式会社
（二）住所 東京都港区芝五丁目三十三番七号
- 二 業務区域

山梨県全域

三 構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
東京都港区芝五丁目三十三番七号

四 指定構造計算適合性判定機関に行わせることとした構造計算適合性判定の業務及び当該構造計算適合性判定の業務の開始の日
 (一) 業務 建築基準法第十八条の二第四項において読み替えて適用する同法第六条の三第一項及び第十八条第四項の規定により構造計算適合性判定が必要な全ての建築物の構造計算適合性判定の業務
 (二) 業務の開始の日 平成二十八年二月二十九日

山梨県告示第八十二号

建築基準法に基づく指定確認検査機関の指定(平成二十七年山梨県告示第三百号)は、廃止する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

公 告

● 特定計量器の定期検査の実施

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、平成二十八年度前期特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

対象となる特定計量器	検査年月日	検査時間	検査会場	区域	実施機関
非自動はかり(計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第五条第一号又は第二号に	平成二十八年四月十五日	同	甲州市勝沼市民会館	同	同
	平成二十八年四月十四日	午前十時から午後三時まで	甲州市大和ふるさと会館	甲州市のうち旧勝沼町及び旧大和村	一般社団法人山梨県計量協

掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

平成二十八年四月十八日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年四月十九日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年四月二十一日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年四月二十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年四月二十五日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年四月二十六日	午前十時半から午後三時まで	同	山梨市三富基幹集落センター	山梨市のうち旧三富村及び旧牧丘町	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月九日	午前十時から午後三時まで	同	山梨市牧丘町総合会館	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月十日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月十二日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月十三日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月十六日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
平成二十八年五月十七日	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

皮革面積積計	平成二十八年 六月十七日か ら平成二十九 年三月三十一 日まで（山梨 県の休日をも 定める条例に 定める県の休 日を除く。）	午前九時から 午後四時まで	特定計量器 の所在の場 所（特定計 量器検定検 査規則第三 十九条第一 項各号のい ずれかに該 当する場合 に限る。）	甲府市を 除く県下 全域	山梨県計量検 定所
--------	--	------------------	--	--------------------	--------------

備考 検査時間は、正午から午後一時までの間を除く。

● 大規模小売店舗を設置する者等の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月七日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

氏名又は名称及び法人にあつては 代表者の氏名	住 所
株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- (一) 名称 ダイエー大月店
 - (二) 所在地 山梨県大月市御太刀一丁目九百七十八番一
- 2 変更した事項

- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変 更 後 の 住 所
株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一

- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	変 更 後 の 住 所
株式会社ダイエー 代表取締役 近澤靖英	兵庫県神戸市中央区港島中町四丁目一番一
株式会社澤田屋 代表取締役 北原克己	山梨県甲府市向町三百七十五番地
株式会社大創産業 代表取締役 矢野博丈	広島県東広島市西条吉行東一丁目四番十四号
株式会社未来屋書店 代表取締役 羽牟秀幸	千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六番NTT 幕張ビル七階
株式会社プラザクリエイトストアーズ 代表取締役 大島康広	東京都中央区晴海一丁目八番十号晴海アイ ランドトリトンスクエアオフィスタワーX 棟二十七階

3 変更の年月日

平成十八年二月九日外

三 届出年月日

平成二十八年二月十六日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

- 大規模小売店舗の名称及び大規模小売店舗において小売業を行う者の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月七日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

2 住所

栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 BOOKOFFPLUS田富昭和通り店

(二) 所在地 山梨県中央市山之神字流通団地三千三百五十五番地

2 変更した事項

(一) 大規模小売店舗の名称

変更前	カワチ薬品山之神店
変更後	BOOKOFFPLUS田富昭和通り店

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更後の氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名	ブックオフコーポレーション株式会社 代表取締役 松下展千
変更後の住所	神奈川県相模原市南区古淵二丁目十四番二十号

3 変更の年月日

平成二十八年二月十日

三 届出年月日

平成二十八年二月十日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館二階山梨県県民情報センター

● 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第二項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定に基づき、次のとおり公告する。その届出を山梨県県民情報センターにおいて、この公告の日から平成二十八年七月七日まで縦覧に供する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 届出者

1 氏名又は名称及び法人にあつては代表者の氏名

株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内伸二

2 住所

栃木県小山市卒鳥千二百九十三番地

二 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(一) 名称 BOOKOFFPLUS田富昭和通り店

(二) 所在地 山梨県中央市山之神字流通団地三千三百五十五番地

2 変更しようとする事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時三十分	開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後十時
来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前八時三十分から午後十時まで	午前八時三十分から午後十時三十分まで
荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間	午前六時から午後九時まで	午前六時から午後十時まで

間帯

3 変更する年月日

平成二十八年三月四日

三 届出年月日

平成二十八年二月十日

四 縦覧場所

山梨県甲府市丸の内二丁目六番一号山梨県庁別館三階山梨県県民情報センター

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定により、右左口土地改良組合長から換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成二十八年三月七日

山梨県知事 後 藤 齋

一 地区名

中道町右左口地区土地改良事業共同施行

二 換地処分をした年月日

平成二十八年二月二十二日

三 換地処分をした土地の権利者数

五十二人

その他

山梨県収用委員会規則第一号

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十八年三月七日

山梨県収用委員会

会 長 深 澤 一 郎

山梨県収用委員会運営規則の一部を改正する規則

山梨県収用委員会運営規則（平成十二年山梨県収用委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第二十九号中「第三十八条の二第三項」を「第三十八条の二第四項」に、

「同条第四項」を「同条第五項」に改める。
附 則
この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。